

## 社会福祉法人吉備の里 行動計画

社会福祉法人吉備の里では、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

I 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

II 当法人の課題

労働者に占める女性労働者の割合は、54%以上であるが、女性労働者数の比率に比べると管理職に占める女性労働者の割合が比較的低い(21%)。

管理職を目指す女性が増えるように、働きやすい職場環境の整備を行う必要がある。

II 内容

目標1：副所長以上の管理職の女性労働者を1人以上増やす。

〈実施方法〉

○令和4年4月～ 女性の主幹・主任への登用、配置を積極的に行い、次期管理職候補者を増やす。

○令和5年4月～ チャレンジシートや面談等を通じ、意欲と能力のある女性職員の積極的発掘、管理職登用の機会を確保する。  
管理職を育成するための研修を実施し、女性労働者の管理職を配置する。

目標2：年次有給休暇の取得日数を一人あたり年間平均10日以上とする。

〈実施方法〉

○令和4年4月～ 年次有給休暇取得状況の把握、取得実績の周知

○令和4年10月～ 計画的な取得に向けた事業所管理者研修の実施  
職員一人ひとりが計画的に年休を取得できるよう、目標取得日数に満たない職員を対象に上司と面談を行い、取得を促す。

○令和5年4月～ 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定する。以降、年次有給休暇の取得日数を把握しながら取組を継続する。